

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに患者Bの個人情報が記載された検査結果（以下「書類」という。）を誤って別患者に交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、生年月日、患者ID、検査結果等

2 事案の経過

○令和5年12月14日（木）午前10時頃

医師が、外来診察時に患者A及び患者Bの書類を誤って互い違いに交付した。

○令和5年12月27日（水）

午後2時頃

入院中の患者Aから、患者Bの書類を預かっている旨の連絡を受け、誤交付が発覚。看護師長が謝罪のうえ、患者Bの書類を回収し、患者Aには書類をあらためて交付した。

午後3時頃

医師が電話で患者Bに経緯の説明と謝罪を行った。

午後4時30分頃

センター事務職員がB宅を訪問し、改めて謝罪するとともに、患者Aの書類を回収し、患者Bには書類をあらためて交付した。

3 誤交付の原因

医師が、書類を交付する際、患者本人の確認を怠ったため。

4 再発防止策

医師に対し、書類を患者に交付する際は、本人確認を徹底するよう厳重注意した。

センター職員に対し、本事案を共有するとともに、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。